

## 附 則 弁当販売における厳守事項

1. 施設の利用及び販売については、学校長の指示に従うこと。
2. 弁当製造の際は、衛生面に十分配慮し、量及び栄養のバランスを考えること。
3. 弁当には、製造年月日及び業者名を明記すること。
4. 販売場所は学校が指定する場所とする。
5. 販売時間は、昼食時間内とし、時間外の販売はしないこと。但し、学校が特別の事情と認める場合にはその限りでない。
6. 学校が必要に応じて、点検試食することがある。
7. 校内の美化・保健衛生上、後片付けについては徹底すること。
8. 部外者に対しては校内販売をしないこと。
9. 施設使用後は、直ちに現状に回復すること。
10. 施設を毀損したときは原型に復し、又は、その損害を賠償すること。
11. 契約以外の販売は行わないこと。